

不利益処分の処分基準

処 分 名		情報センターへの入館拒否・退館命令		
根拠例規及び条項		多治見市情報センターの設置及び管理に関する条例（平成 12 年条例第 36 号） 第 6 条		
所 管 部 課 名		企画部 情報防災課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 12 年規則第 131 号）		
	基 準	情報センターへの入館を拒み、又は退館を命ずる場合は、次に該当する場合とする。（条例第 6 条） (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑になる物品若しくは動物の類を携帯する者 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者 (3) その他情報センターの管理上支障があると認められる者 (4) 次の利用者の遵守事項を守らない者（条例施行規則第 6 条） ア 施設、附属設備又は器機等をき損し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。 イ 許可を受けないで、壁面、柱等に張り紙をし、又はくぎ類を打たないこと。 ウ 喫煙をしないこと。 エ 騒音を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 オ その他管理上必要な指示に従うこと。		
	設定年月日	平成 12 年 12 月 20 日	最終変更年月日	
備 考				